

運 営 形 態 の 比 較

	地方公営企業法の一部適用	地方公営企業法の全部適用	指定管理者制度	民間委譲	一般地方独立行政法人	特定地方独立行政法人
法 律	地方公営企業法	地方公営企業法	地方自治法		地方独立行政法人法	地方独立行政法人法
説 明	<u>市民病院の現在の経営形態。</u> <u>地方公営企業法の財務規定のみを適用(2条2)</u>	地方公共団体が経営する企業に適用されるものであるが、組織や職員の身分取扱い規定等、 <u>すべての規定を適用することを全部適用という(2条)。</u> 地方公営企業に管理者を設置し、業務執行権を与えることにより、経営の明確化、自立性の拡大を図る。	地方自治法の一部改正により公の施設管理について、管理委託制度から指定管理者制度になった。これにより、公の施設管理は直営か指定管理者制度による管理のいずれかになった。 多様な団体がもつ固有のノウハウを公の施設の運営・維持管理に活用し住民サービスの向上と管理経費の縮減を図る。	経営を民間の医療法人等の民間法人に委譲する。 土地建物は、民間の医療法人に委譲する方法と、貸し付けることも考えられる。	地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要がないが、民間の主体では確実な実態が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために、地方公共団体が設立する法人(2条)。 企画立案を地方公共団体、事業実施を独立行政法人が担当し、弾力的な業務運営と適切な事後評価を行うことにより、効率的・効果的な行政サービスを提供する。	役員及び職員を地方公務員とする地方独立行政法人(47条)。
開設者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	民間法人	地方公共団体が、議会の議決を経て定款を定め、県知事の許可を受けて、地方独立行政法人を設立する(7条)。	同左
運営責任者	地方公共団体の長	病院事業管理者 地方公共団体の長が任命。 地方公営企業の業務を執行し、執行に関し当該地方公共団体を代表する(7条)。 任期4年。	指定管理者	当該民間法人の長	設立団体の長	同左
病院管理者	地方公共団体の長が任命する者	病院事業管理者が任命する者(病院長と兼務も可能)	指定管理者が任命する者	当該民間法人の長が任命する者	理事長は設立団体の長が任命する(14条)	同左

	地方公営企業法の一部適用	地方公営企業法の全部適用	指定管理者制度	民間委譲	一般地方独立行政法人	特定地方独立行政法人
地方公共団体の長との関係	設置条例で、設置及び経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等で規定	設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は管理者が企業管理規定で制定。 管理者は、 <u>予算原案の作成。</u> <u>内部組織の設置。</u> <u>職員の任免。</u> <u>資産の取得。</u> <u>労働協約の締結</u> <u>などの権限が委譲される。</u>	最終的な管理権限を残したまま、指定した団体に施設の管理運営を代行させる。これにより、多様な団体のもつ固有のノウハウを公の施設の管理業務に活用し住民サービスの向上と管理経費の縮減をはかる	譲渡の際の契約に、一定の条件を盛り込むことは可能	<u>3年から5年の期間の中期目標と、それによる中期計画を策定し議会の議決と長の認可を得て事業をおこなう。</u> この際、長は地方独立行政法人評価委員会の意見を聞く(25、26条)。 中期目標の枠の中で現場のニーズに基づいたより迅速・的確なサービスの提供が可能。	同左
組織	設置条例で、設置及び経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等で規定。診療科の設置などの組織変更については、事前に査定を受ける。	設置条例で、設置及び経営の基本を定め、その他は管理者が企業管理規定で決定。診療科の設置などの組織変更については、管理者が決定。	指定管理者が定める。	当該民間法人が定める。	定款で設置及び経営の基本を定め、その他は理事長が決める(8条)。	同左
目標設定	目標設定の制度なし	同左	行政と指定管理者の契約	行政と民間の契約	設立団体の長が中期目標を定め(3年以上、5年以内)、この中期計画を作成する。また、この計画達成のために毎年、年度計画を作成する。	同左
一般会計からの財源措置	地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能。	地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能。	地方公共団体と指定管理者の間で委託契約等を締結する。	事業によっては可能	業務の財源にあてるため、必要な金額の全部又は一部の交付を受ける(42条)。運営費交付金には用途の特定がない。	
会計制度	企業会計方式 (病院会計基準)	企業会計方式 (病院会計基準)	企業会計方式 (病院会計基準)	企業会計方式 (病院会計基準)	企業会計方式(33条)(病院会計基準)。中期計画に定めた範囲で、弾力的な予算執行が可能。	同左
運営の透明性	企業会計として、事前査定を受ける予算、決算等に議会の関与を受ける。	企業会計として、管理者は予算の原案作成権を持つが、予算案作成は長の権限。予算、決算等に議会関与を受ける。	地方公共団体へ事業報告書の提出が義務付けられている。 指定には、議会の議決が必要。		中期計画に基づいて、法人の判断で作成する。なお、法人を監査する監事を任命し、監査法人による監査が義務づけられている(33条)。	同左

	地方公営企業法の一部適用	地方公営企業法の全部適用	指定管理者制度	民間委譲	一般地方独立行政法人	特定地方独立行政法人
職 員	地方公共団体の長が任命する。 条例による定数管理 地方公務員法による身分保障	管理者が任命する。 条例による定数管理 地方公営企業労働関係法等による身分保障	指定管理者が任命する 非公務員	当該民間法人の職員 非公務員	理事長が任命する(20条)。 中期計画に基づき法人の判断 で決定する	同左 地方公務員法による身分保障
職員の 給与	一般行政職職員と同様に給料 表や支給方法は条例で定める。 (人事委員会勧告の対象)	一部適用のときの要件に加え、 当該地方公営企業の経営状況 その他の事情を考慮し、 <u>企業独自の給料表を定めることが可能</u> (38条)。 (人事院勧告の対象外)	指定管理者が、査定、労働協 約、就業規則等により決定す る。	当該民間法人が、査定、労働 協約、就業規則等により決定 する。	当該一般独立行政法人の業務 実績、社会一般の情勢に適合 (57条)	同一又は類似の職種の国及び地 方公共団体の職員並びに他の特 定地方独立行政法人の職員並び に民間事業の従事者の給与。当 該特定独立行政法人の業務実績 許可中期計画の人件費の見積り 等(51条)
評 価	経営について法定の評価制度 なし	経営について法定の評価制度 なし	経営について法定の評価制 度なし	経営について法定の評価制度 なし	<u>評価委員会による事後評価あり</u> 目標による管理をおこない。政 策目標を定め、この目標が達成 できたか第3者(評価委員会)に より評価を行うことを前提とする (Plan-Do-See)。予算より、決算 や成果の分析に重点をおく。	同左
事 例	現在の市民病院の形態	都道府県が運営する病院のう ち16県の病院が全部適用され ている。	横浜市立港湾病院が平成 17年4月から導入した。		国立病院においては、154件 が移行した。	同左
備 考		<u>管理者の権限は、独立行政法 人の理事長とほぼ同等。</u> 専任の事業管理者の設置によ り、経営の責任が明確になり、 病院の独自性が高まり、職員の 参画意識が高まる。			地方公共団体とは別の法人格 を有する団体になる。 <u>地方債の元利償還金に対する 地方交付税の補填分が、公営 企業法(全適)より減額されるらし い。</u>	同左